

商品デリバティブ取引に関する税金

個人の商品デリバティブ取引による所得に対する税制の概要についてご説明します。

商品デリバティブ取引による所得は申告分離課税

個人の方が国内の商品・金融・有価証券を原資産とする取引所デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引(以下、単に「デリバティブ取引」といいます。)の差金決済やオプションの権利行使・被権利行使(以下、単に「差金等決済」といいます。)を行なったことにより年間の損益を通算して利益となった場合には、その決済を行なった日の属する年分の所得として、他の所得と合算しない「申告分離課税」により課税されます。受渡しによる決済は対象となりません。

なお、商品先物取引業者は、差金等決済が行われた顧客の取引について、損益にかかわらず、顧客の氏名、住所、約定価格等を記載した「先物取引に関する調書」を、原則として、その差金等決済があった日の属する年の翌年の1月末日までに、当該商品先物取引業者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっています。

税率は20%(所得税15%、住民税5%)

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより生じた利益に対して15%の税率により所得税が課税されます。また、居住者については別に5%の住民税も課されます。

損失は3年間の繰越控除が可能

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより年間を通じて損失となったときは、その損失の金額を翌年から3年間にわたって先物取引による所得の金額から控除することができます。

【繰越控除を受けるために必要な手続き】

繰越控除の適用を受けるには、損失が生じた年分の所得税について、当該損失の金額に関する明細書等が添付された確定申告書を提出し、かつ、その後の繰越期間中連続して確定申告書を提出することが必要です。また、控除を受けようとする年分の確定申告書には、繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等一定の書類を添付しなければなりません。

デリバティブ取引の所得の計算

デリバティブ取引を差金等決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料及び手数料に係る消費税などその取引に直接要した費用の額を控除した損益金額を年間(暦年=1月1日から12月31日)で通算し、さらに繰越控除できるデリバティブ取引による損失があるときはその損失の額を控除してなお利益が生じたときにその利益が課税対象所得となります。

デリバティブ取引による所得は、差金等決済により生じた損益によって計算しますので、損益金の支払いがあったかどうかには関係しません。

また、決済をしていない取引の含み損益(値洗い損益)は課税対象にはなりません。差金等決済により「実現した損益」によって所得を計算します。ですから、年末に値洗い益があっても値洗い損があっても、年間の所得には関係ありません。

オプション取引の所得の計算

オプション取引の場合、受払いしたプレミアム代金から委託手数料などを控除した年間の損益金額を通算したものが課税対象の所得となります。

オプション取引の損益は、オプションの転売又は買戻し、権利行使又は被権利行使、買方の権利放棄(満期日)のいずれかの時点で確定することになります。

(例えば、オプションを買った場合、買った時点でプレミアムを支払いますが、その時点では損益は確定せず、そのオプションを転売するか、権利行使するか、権利行使せず満期日が到来した時点で損益が確定することになります。)

なお、権利行使により取得した原市場における建玉は、それが差金等決済されたときに損益が発生します。

互いに損益通算することができるデリバティブ取引について

損益通算ができる取引は、以下の通りです。

国内の商品取引所における商品先物取引、商品指数等先物取引、商品先物オプション取引

(例:金、金ミニ、白金、白金ミニ、ガソリン、原油、ゴム、一般大豆、とうもろこし、コム等)

国内の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引

(例:日経225先物取引、同オプション取引等)

国内の証券取引所又は金融取引所における金利先物取引、外国為替証拠金取引(FX取引)、カバードワラント

(例:くりっく365、大証FX、ユーロ円3ヶ月金利先物等)

店頭デリバティブ取引(金、石油、穀物等の商品を原資産とする取引)、店頭金融商品デリバティブ取引(通貨、金利、有価証券等の金融商品を原資産とする取引)、店頭カバードワラント(金融商品等を原資産とするオプションを証券化した取引)

(例:商品CFD取引、店頭証券CFD取引、店頭FX取引)

*但し、の取引は平成24年1月1日以後に行なった差金等決済に限ります。

上記の所得以外の所得(例えば、株式の現物・信用取引、商品ファンド、外国の商品取引所の先物取引などによる所得)との損益通算はできません。

複数の商品先物取引業者で行った取引は通算して所得を算定します。

複数の商品先物取引業者で取引を行った場合は、すべての取引の年間の損益を通算して、デリバティブ取引から生じる所得を算定します。

(例えば、年間の損益が「A社において+50万円」、「B社において-60万円」、「C社において+90万円」であった場合、その人の先物取引にかかる年間の所得は「80万円」ということになります。)

氏名・住所の告知と確認

デリバティブ取引を行う顧客は、取引の差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、商品先物取引業者に氏名及び住所を告知するとともに、住民票の写し等の本人確認書類を提示しなければならないこととなり、商品先物取引業者はその提示される書類により顧客の本人確認を行います。

注) デリバティブ取引を行う法人顧客についても、個人の場合と同様に、商品先物取引業者に当該法人の名称及び住所を告知するとともに、商品先物取引業者はその提示された書類により当該法人の本人確認を行うこととされています。

なお、デリバティブ取引をした者が、商品先物取引業者との間でデリバティブ取引の委託等の契約を締結する際に一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づくデリバティブ先物取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱います。

ただし、住所等に変更があったときは、あらかじめ告知及び確認書類の写しの提示が必要となります。

ご参考

法人のデリバティブ取引に係る税務

法人が行ったデリバティブ取引の損益は、次により法人税が課されます。

差金等決済による損益

デリバティブ取引の差金等決済を行ったことによる損益は、当該差金等決済を行った日の属する事業年度の益金又は損金に算入します。デリバティブ取引の売付け・買付け、転売・買戻しに係る委託手数料及びその他の費用の額は、その支払を行った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

期末において未決済のデリバティブ取引に係る利益相当額・損失相当額

期末において決済されていない取引については、期末時点で決済を行ったものとみなされ、そこで発生する利益相当額又は損失相当額は、その事業年度の益金又は損金に算入されます。この場合、利益相当額又は損失相当額は、事業年度終了日における取引所の最終価格で決済したこととして計算される差金に基づく額となります。また、期末に計上された利益相当額又は損失相当額は、翌期首において戻入れ処理が行われます。

ヘッジ会計を利用している場合の繰延ヘッジ利益・損失

企業がヘッジ目的でデリバティブ取引を利用した場合、デリバティブ取引は時価評価されるのに対し、ヘッジ対象である資産・負債は原価評価される場合があります。このような損益認識時点のずれを一致させようとする会計手法を「ヘッジ会計(繰延ヘッジ会計)」といいます。

会計上、繰延ヘッジ会計が認められる場合は、原則として税法上も同様の取扱いが認められており、繰り延べた金額は損金・益金として計上されません。

詳細につきましては、税理士にご相談ください。

「商品先物取引に関する税金」につきましては、日本商品先物取引振興協会ホームページにて詳しい説明がございます。
日本商品先物取引振興協会ホームページ <http://www.jcfia.gr.jp/>

商品先物取引法の広告規制の表示について

「リスク開示事項」(下線部分に変更の可能性がございます)

商品先物取引は証拠金による取引であり、商品市場における相場等の変動あるいは海外情勢や相場等の指標の変動により損失が生じることがあります。通常取引では投下資金以上の損失が生じることがあります。取引の額は商品により異なり、当社必要証拠金の額に対して通常取引が約10倍から約50倍、損失限定取引が約3倍から約10倍の額になります(先限ベース)。最初に預託する当社必要証拠金の額は商品により異なり、最低取引単位(1枚)当りの最高額で通常取引が108,000円、損失限定取引(発注時証拠金)が880,000円です。通常取引ではその後の相場の変動により追加の預託が必要になることがありますが、その額は商品や相場の変動により異なります。/取引の委託には委託手数料がかかります。その額は商品により異なり、最低取引単位(1枚)当りの片道最高(税込)で、通常取引の場合は対面取引11,025円、インターネット取引472円となり、損失限定取引の場合は対面取引5,250円となります。証拠金および手数料の額は商品や相場の動向により変動することがあります。

(2012年5月1日時点)

- 当社のディスクロージャー資料は、当社本支店およびホームページ、ならびに日本商品先物取引協会のホームページで開示されています -

大阪証券取引所JASDAQ市場上場(銘柄コード:8749)

商品先物取引業者:(日本商品先物取引協会会員)
金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第251号 一般社団法人金融先物取引業協会会員

エース交易株式会社

お客さまのご相談につきましては、当社本社内/営業管理部顧客サービス担当(03-5485-4049)、もしくは、日本商品先物取引協会/相談センター(03-3664-6243 東京都中央区日本橋小網町9番4号 日商協ビルディング)までどうぞ。

2012年5月適用